【公益車両の減免について】

公益の為、直接使用するものと認められる軽自動車のみ減免申請を受理します。

減免申請には次のものを申請期限までに税制課窓口までお持ちいただくか、郵送してください(申請期限必着)。

* + 軽自動車税(種別割)減免申請書(ダウンロード参照)

申請書は税制課でも配布します。

法人番号を記入してください。

**申請内容確認の為、連絡をさせていただく場合がありますので、申請書には必ず電話番号の記載をお願いします。**

* + 軽自動車税(種別割)納税通知書　（納税前のもの）

市役所から軽自動車税(種別割)納税通知書が届く前に申請する場合は必要ありません。

なお申請後、市役所から軽自動車税(種別割)納税通知書が届いてしまった場合も必ず提

出をお願いします。

また、申請期限１週間前までに納税通知書が届かなかった場合は、必ずご連絡ください。

* + 軽自動車検査証の写し

　　　　　　　電子車検証の交付を受けている場合は、交付時に発行される「自動車検査証記録事項」のコピー、または車検証閲覧アプリを使用し、紙に印刷したものをご提出ください。

* + 申請者の身分証明書(運転免許証等)
  + 「その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車」の場合は仕様書や写真で構造・車両番号の確認のできるもの。
  + 「公益のため直接専用するものと認める軽自動車」については、次の表に掲げるものが必要になります。

※添付書類の提出は省略できません。必ず下記のものを全て提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 減免対象 | 添付書類 |
| 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人(社会福祉法第22条）、社会福祉協議会(社会福祉法第109条）が直接その本来の事業(社会福祉法第2条第2項又は第3項)の用に供する軽自動車 | ・定款、規約、登記事項証明書のいずれか  ・その車両の事業報告書等利用状況が確認できるもの |
| 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人がその本来の事業の用に供する軽自動車 | ・定款、規約、登記事項証明書のいずれか  ・認証の写し  ・その車両の事業報告書等利用状況が確認できるもの |

* + 申請書に必ず、電話番号と担当者様のお名前を記載してください。

書類に不備が見つかった場合にご連絡差し上げます。